

東南アジア・オセアニア地域税務ニュース 12/1 月合併号
インドネシア:2022年4月「炭素税導入」を含む国税規制
調和法制定、マレーシア:2022年度マレーシア政府予算
および税制改正案(続報)など



January | Volume 6

目次

1. 新年のご挨拶	p.1
2. 今月のハイライト	p.2
3. 各国税務ニュース(2021年11月30日時点)	p.2 -4
インドネシア タイ ベトナム フィリピン	
マレーシア オーストラリア	
4. セミナー情報	p.4 -5
タイ シンガポール オーストラリア	
5. 各国問い合わせ先	p.5

新年のご挨拶

PwC日系企業支援ネットワーク 東南アジア・オセアニア地域

税務共同統括責任者 神保 真人、菅原 竜二



新年明けましておめでとうございます。東南アジア・オセアニア各国では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の社会活動・企業活動への影響が続く中、インドネシアにおける国税規則調和法(Harmonisasi aturan Perpajakan: HPP)の制定、タイにおける移転価格課税ルールの明文化、フィリピンにおけるVATルールの度重なる改正、マレーシアにおける国外源泉所得の国内受領時課税導入など、各国税務当局は財源としての税収確保のため、COVID-19発生前と比べ税務行政の執行を厳格化している状況が窺えます。

また、経済協力開発機構(OECD)が2021年10月8日に公表した「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための2つの柱の解決策に関する声明」にあるように、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)包摂的枠組みのメンバーである140の国・地域のうち136カ国・地域が2つの柱(第1の柱:国際課税原則の見直し、第2の柱:軽課税国への利益移転への対抗)の解決策に合意しました。これを受けて、今後東南アジア・オセアニア各国当局が移転価格の執行強化や、優遇税制を含む税制の見直しなどを行う可能性があり、各国税務執行・税制に与える影響についても注視が必要です。

このように、現在はCOVID-19の拡大がもたらした財政悪化により税務執行は厳格化され、一方でOECDの議論を受けて税制の見直しが進むという複雑な環境下にあります。私たち日系企業支援東南アジア・オセアニア税務チームは、日系企業の皆様の課題を解決し、持続可能な成長を実現するため総力を挙げて強力にご支援させて頂く所存です。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

今月のハイライト

1. 2021年11月号にてインドネシアにおける「国税規則調和法(HPP法)」の法案可決、ならびにその後の大統領による署名と公布・施行について速報いたしました。これにより、インドネシアの既存の税法(国税通則<KUP>、所得税、付加価値税<VAT>、物品税)の一部が変更され、自己開示制度と炭素税に関する新しい税法が追加されることとなります。本号ではその内容について、日本語でより詳しく紹介します。
2. マレーシアでは2022年10月29日に2022年度政府予算案および税制改正案が発表され、その後2021年11月9日に、税制改正の根拠法となる財務法案(Finance Bill)が公表されました。当該財務法案では改正項目の詳細および、追加の改正事項が明らかになっています。追加項目には、マレーシアに送金された国外源泉所得の課税に係る経過措置、繰越欠損金の繰越期間延長(7年から10年へ延長)に係る詳細な規定が含まれており、本号ではその内容について、日本語の詳細版を掲載しています。

各国税務ニュース(2021年11月30日時点)

インドネシア



新「国税規則調和法」税法案が成立

インドネシア国民議会は2021年10月7日、「国税規則調和法」(Harmonisasi Peraturan Perpajakan: HPP)の法案を可決し、同法は10月29日に大統領署名により公布・施行されました。これにより、既存税法の一部、すなわち、国税通則法、所得税法、付加価値税(VAT)法、物品税法が変更されます。また、自己開示制度(Program Pengungkapan Sukarela)と炭素税に関する項目も追加されます。[前号](#)は短い概要だけのご紹介でしたが、本号ではより詳しい内容を掲載しております。

COVID-19 優遇措置対象納税者の追加リスト

インドネシア財務省は2021年10月26日、PMK-149を発行し、PMK-9で提供されていたいくつかのCOVID-19優遇措置の対象納税者リストを追加しました(以前の内容、変更については[TaxFlash No. 04/2021](#) および [TaxFlash No. 13/2021](#) をご参照ください)。優遇措置期間は2021年12月までで、優遇措置の内容に変更はありません。

印紙税徴収者

財務省は2021年10月27日、PMK-151を発行し、印紙税を徴収および送金し、国税総局(DGT)に報告する義務のある印紙税徴収者を規定しました。印紙税徴収者は、2020年印紙税法第10号で新たに導入された新しい概念です。この法律については、[TaxFlash No. 44/2020](#) をご参照ください。

タイ



PwC Tax Insight #34: New suggested retail price notification form for excisable goods

物品税局は2021年9月30日、希望小売価格(SRP)およびサービス価格を開示する際、どのように基準、手続きおよび条件を決定すべきかについての方針を公表しました。これにより、輸入業者および製造業者は新しいフォームを使用することとなります。

PwC Tax Insight #35: New controlling measure under Export Control Act

タイ商務省(MOC)は、大量破壊兵器および関連品目貿易管理法(TCWMD法)の規制措置に関する告示を公表しました。

PwC Tax Insight #36: Additional expense deductions

勅令第732号、第733号が公布され、2021年9月14日から2022年3月31日の間、法人が支払った従業員に対するCOVID-19抗原検査キットの支出に対し、50%の追加費用控除が認められることになりました。

[PwC Tax Insight #37: Exchange of information](#)

タイ政府は 2020 年 1 月 21 日、タイが「税務行政執行共助条約 (MAC)」の加盟国になることを承認しました。これにより行政的支援として、タイが租税条約、およびその他国際協定を結んでいる国の権限ある当局 (Competent Authority、以下「CA」と) と租税情報の交換ができるようになります。

Tax Insight (英文) については、日本語翻訳版を発行する予定です。PwC タイの [PwC Tax & Legal Insights](#) のウェブページをご参照ください。

ベトナム



[電子商取引に関する課税新ルール Decree 85 の公表](#)

ベトナム政府は 2021 年 9 月 25 日、電子商取引に関する新課税ルール Decree 85 を公表しました。

これは Decree 52 を修正するものであり、2022 年 1 月 1 日に発効します。

Decree 85 の要点は以下のとおりです。

- 銀行、保険などの電子取引を適用範囲から除外
- 政令の規制対象となる事業体の範囲の拡大 (物理的な所在に関わらず、ベトナムで電子商取引活動を行う外国企業は対象とする)
- 電子商取引のプラットフォームとみなされるソーシャルネットワークの明確化 (参加者がネットワーク上で商品などを展示することができることなど)
- ベトナムで電子商取引活動を行う外国企業の義務の詳細化 (商工省への登録や年次報告義務など)

フィリピン



[源泉徴収票 \(BIR フォーム 2307 および BIR フォーム 2316\) の BIR への提出方法](#)

内国歳入庁 (BIR) は 2021 年 11 月 24 日に公表した通達 ([RMC No. 117-2021](#)) において、源泉徴収票 (BIR フォーム 2307 および BIR フォーム 2316) の BIR への提出方法について解説しています。従来、紙ベースでの提出のほか、源泉徴収票のスキャンデータを書き込んだ DVD-R による提出が認められていましたが、今後はその他の方法 (オンラインの eAFS システムなど) による提出も認められます。

マレーシア



2022 年度マレーシア政府予算および税制改正案 (続報)

2022 年度のマレーシア政府予算および税制改正案が 2021 年 10 月 29 日に発表されました。その後、2021 年 11 月 9 日に、税制改正の根拠法となる財務法案 (Finance Bill) が公表されました。財務法案では、一部の税制改正項目の詳細のほか、追加の税制改正項目も新たに明らかになりました。

財務法案において追加された項目の中で、日系企業にも関心が高いと考えられる項目は主に以下のとおりです。

- 国外源泉所得をマレーシアに送金した場合の課税に係る経過措置
- 欠損金の繰越し期間延長 (7 年から 10 年) に係る詳細規定
- 再投資控除の未利用額の繰越し期間の明確化 (2020 課税年度から 2024 課税年度に発生した再投資控除の未利用額について、2031 課税年度までの繰越しが可能)
- 個人のエージェント・ディーラー・ディストリビューターへの支払いに係る 2% の源泉税
- R&D 会社および受託 R&D 会社の優遇ステータス取得
- 納税者識別番号 (Tax Identification Number) の詳細

- 銀行口座の情報を要請する権限
- マレーシア会社法のもとで設立された企業・信託・社団が不動産を譲渡する際の不動産利得税の源泉徴収

[TaXavvy 2022 年度税制改正案\(パート2\)\(日本語\)](#)

[TaXavvy Budget 2022 Edition \(Part 2\) \(英語\)](#)

オーストラリア [Monthly Newsletter - November](#)



オーストラリア税務に関連する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- LIBOR の公表停止に対処するための改正法案
- 国際税制の大幅な改革
- GST アシュアランスレビューに関するガイダンス
- 優遇税制の適用などに用いられる総売上高と関連企業の考え方に関する ATO ガイダンス
- 総売上高と会計期間に関するガイダンスの最終化

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

タイ



オンラインセミナー『新しい移転価格要件とCOVID-19の影響』

日時: 2021年12月16日(木)11時-12時(タイ時間)、13時-14時(日本時間)

概要: ローカルファイルの新規則および CbCR の導入について解説するとともに、COVID-19 の影響を受ける年度における文書化の対応方法、直近の移転価格調査事例をご紹介します。(所要時間: 計 60 分)

1. 新しい移転価格ローカルファイルの記載要件と納税者に与える影響(概要)
2. COVID-19の影響を受ける可能性のある会計年度の文書化(およびベンチマーキング)の準備に関するヒント
3. TP調査事例紹介

言語: 日本語

ご興味ありましたら、th_jbd@pwc.comまでご連絡下さい。個別に対応させていただきます。

シンガポール



PwC 共催オンラインセミナー『Alteryx を活用した税務申告作業の自動化と国際税務業務における Alteryx 活用事例のご紹介』

日時: 2021年12月10日(金)より一定期間配信

概要: テクノロジーの活用による業務効率化に焦点を当て、Alteryx 社と PwC シンガポールと合同で「Alteryx を用いた税務業務自動化」についてご紹介するオンラインセミナーを開催します。(所要時間: 計 60 分)

1. PwC シンガポールの税務申告書作成自動化に関する取り組み(概要)
2. Analytic Process Automation (APA) のご紹介およびデモ
3. パネルディスカッション (Alteryx 社、PwC 税理士法人および PwC シンガポール)

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

オーストラリア オーストラリア法人関連税制の概要および最新トピックについて



日時: 2021年10月22日(金)

概要: 法人に関連する税制の概要や最新トピック(ハイブリッドミスマッチルールなど)について、日本企業からよくご質問いただく点に重点をおいて解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#)(2022年10月22日まで配信)

「2021/22年度連邦政府予算案オンラインセミナー」

日時: 2021年5月25日(火)

概要: 日本企業に影響のある項目を重点的に、概要および法人税・個人所得税の観点から解説します。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#)(2022年5月25日まで配信)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[川上 一郎](#)(個人所得税)、[青木 一憲](#)(金融)、[唐沢 聡](#)

PwCインドネシア [割石 俊介](#)(カンントリーリーダー)、[菅原 竜二](#)(税務争訟および移転価格)、[深澤 直人](#)
問い合わせ先: id_jbd@pwc.com

PwCタイ [魚住 篤志](#)(カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[加藤 夏樹](#)(移転価格)、
[原 亜記子](#)(個人所得税)、[木村 洋平](#)
問い合わせ先: th_jbd@pwc.com

PwCベトナム [今井 慎平](#)(カンントリーリーダー)、[小山 誠祐](#)、[小暮 寛之](#)
問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン [東城 健太郎](#)(カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)
問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア [杉山 雄一](#)(カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)、[本間 稔](#)(移転価格)
問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール [平林 康洋](#)(カンントリーリーダー)、[田中 文人](#)、[清水 迫 誠](#)(移転価格)、
[川井 万里子](#)(個人所得税、イミグレーション)
問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア [神山 雅央](#)(カンントリーリーダー)、[寺崎 信裕](#)、[三浦 孝心](#)、[高野 雄大](#)
問い合わせ先: au_japan@pwc.com

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.